

# 令和4年度 鹿児島県手話施策推進協議会

日時：令和4年8月10日（水）

午後2時00分～

開催方法：オンライン

## 次 第

### 1 開会

### 2 暮らし保健福祉部長あいさつ

### 3 議題

(1) かごしま県民手話言語条例に基づく取組状況について

(2) かごしま県民手話言語条例第7条第2項に基づく  
県障害者施策推進協議会への意見（案）について

(3) 意見交換

(4) その他

### 4 閉会

## 鹿児島県手話施策推進協議会委員名簿

番号	区分	所属等	氏名	出欠
1	当事者団体	一般社団法人鹿児島県聴覚障害者協会会長	大久保 正代	出席
2		指宿市聴覚障害者協会会長	川上 康	出席
3		川薩地区ろうあ協会会長	福元 幸一	欠席
4		鹿児島県中途失聴者難聴者協会会長	種子田 千博	出席
5	手話通訳団体	鹿児島県手話通訳問題研究会会長	横溝 和恵	出席
6		鹿児島県手話通訳士協会会長	綾織 瑞代	出席
7		鹿児島県手話サークル連絡協議会会長	濱川 千鶴子	出席
8	学校関係	鹿児島県立鹿児島聾学校校長	東 みゆき	出席
9		鹿児島県立鹿児島聾学校PTA会長	田淵 千春	出席
10	事業者関係	NPO法人NPOデフNetworkかごしま代表	澤田 利江	出席
11		鹿児島県経営者協会 専務理事	濱上 剛一郎	欠席
12	学識経験者	鹿児島国際大学 名誉教授	蓑毛 良助	出席
13	行政	鹿児島市健康福祉局福祉部 障害福祉課長	柳田 ひろみ	出席
14		曾於市福祉事務所長	笠野 満	出席
15		奄美市福祉政策課長	喜納 祐司	出席

オブザーバー	鹿児島県視聴覚障害者情報センター長	宮里 光一
--------	-------------------	-------

事務局	くらし保健福祉部障害福祉課 障害者支援室長	下畝 健二郎
	教育庁義務教育課特別支援教育室主任指導主事兼特別支援教育係長	萩之内 靖
	商工労働水産部雇用労政課長補佐兼雇用支援係長	有馬 龍平
	総務部広報課主幹兼広報係長	大谷 雅代

## 鹿児島県手話施策推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかごしま県民条例（令和2年鹿児島県条例第7号。以下「手話言語条例」という。）第17条の規定に基づき、鹿児島県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 手話言語条例第7条第2項の規定により、障害者施策推進協議会に意見を述べること。
- (2) 手話言語条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、ろう者、手話通訳者、学校関係者、事業関係者、学識経験者、関係行政機関の職員等により構成する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任することができる。

### (会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会は、知事が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、くらし保健福祉部障害福祉課障害者支援室で処理する。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月7日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に任命される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず令和5年3月31日までとする。